資料２

**広島市障害者差別解消支援地域協議会開催要綱**

（開催）

第１条　本市において、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築するに当たり、障害者差別に関する相談等に関する情報を共有し、意見を幅広く聞くため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条の規定による、関係者で構成する広島市障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を開催する。

（情報共有・意見聴取）

第２条　地域協議会において、次の各号に掲げる事項について、情報を共有し意見を聴取する。

（1）複数の機関等による紛争の防止や解決を図る事案

（2）関係機関等が対応した相談事例

（3）障害者差別に関する相談体制の整備に関すること

（4）障害者差別の解消に資する取組

（5）構成機関等における斡旋・調整等による紛争解決に関すること

（6）障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関すること

（構成）

第３条　地域協議会は、別表に掲げる関係団体、関係機関又は学識経験者その他の関係者（以下「関係団体等」という。）のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

２　前項の場合において、市長は、２年間継続して地域協議会に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き地域協議会に出席することを依頼する場合も同様とする。

３　市長が必要と認めるときは、関係団体等以外の機関等を出席させることができる。

（会長）

第４条　地域協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、地域協議会を進行する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（地域協議会の開催）

第５条　地域協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

（庶務）

第６条　地域協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害福祉課において処理する。

（委任規定）

第７条　この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年９月２０日から施行する。